

## 高砂市中小事業者自家用低公害車普及促進補助金 のご案内 (対象:白ナンバーのハイブリッドトラック等)

高砂市は地球温暖化対策の一環として、低公害車の普及を促進することで、大気環境等の改善を図ることを目的とし、以下のとおり専ら高砂市内を走行する白ナンバーの事業用ハイブリッドトラック及び天然ガストラックを導入する市内中小事業者に対し、導入経費の一部を補助します。

### 補助対象車両・補助金額

事業用に専ら高砂市内を走行する下記の自家用ハイブリッドトラック・天然ガストラック				補助金額	補助上限額(円)
新車	※環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)に同規模かつ同等仕様の交付対象車両がある場合は、その車両に限る	塵芥車以外	最大積載量(減トン前) 4トン未満	標準的燃費水準車両(同規模かつ同等仕様で、最新の燃費基準に適合したディーゼル自動車)との車両本体価格(税別・値引き後)の差額から、補助金等の収入額を控除した額	38万
			最大積載量(減トン前) 4トン以上		100万
		塵芥車	最大積載量 4トン未満	ベース車両を標準的燃費水準車両とした場合との架装部分を除く車両本体価格(税別・値引き後)の差額から、補助金等の収入額を控除した額	100万
中古車	※ディーラー等を除く前使用者が初度登録使用者である場合に限る	塵芥車以外		車両本体価格(税別・値引き後)の1/10	19万
		塵芥車	最大積載量 4トン未満	車両本体価格(税別・値引き後)の1/6	50万

### 補助対象事業者 …… 以下の要件を全て満たす方

(1)	市内で1年以上同一事業を反復継続して営み、引き続き市内において事業を継続する意思を有する市内中小事業者
(2)	高砂市税を滞納していないこと
(3)	「高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例」に規定する暴力団及び暴力団員でない者又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していない者
(4)	塵芥車については、高砂市から一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けた者であること

補助対象となる車両登録日と申請期間

申請受付期間	車両の登録日
車両の登録日から60日以内の 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで (17時必着)	令和6年3月2日から令和7年3月1日

- ① 予算額に達した時点で受付を終了します。
- ② 予算の範囲を超えた日に複数の申請があったときには、その補助申請者全員を対象に抽選を行い、当選された方の申請を受付けます。

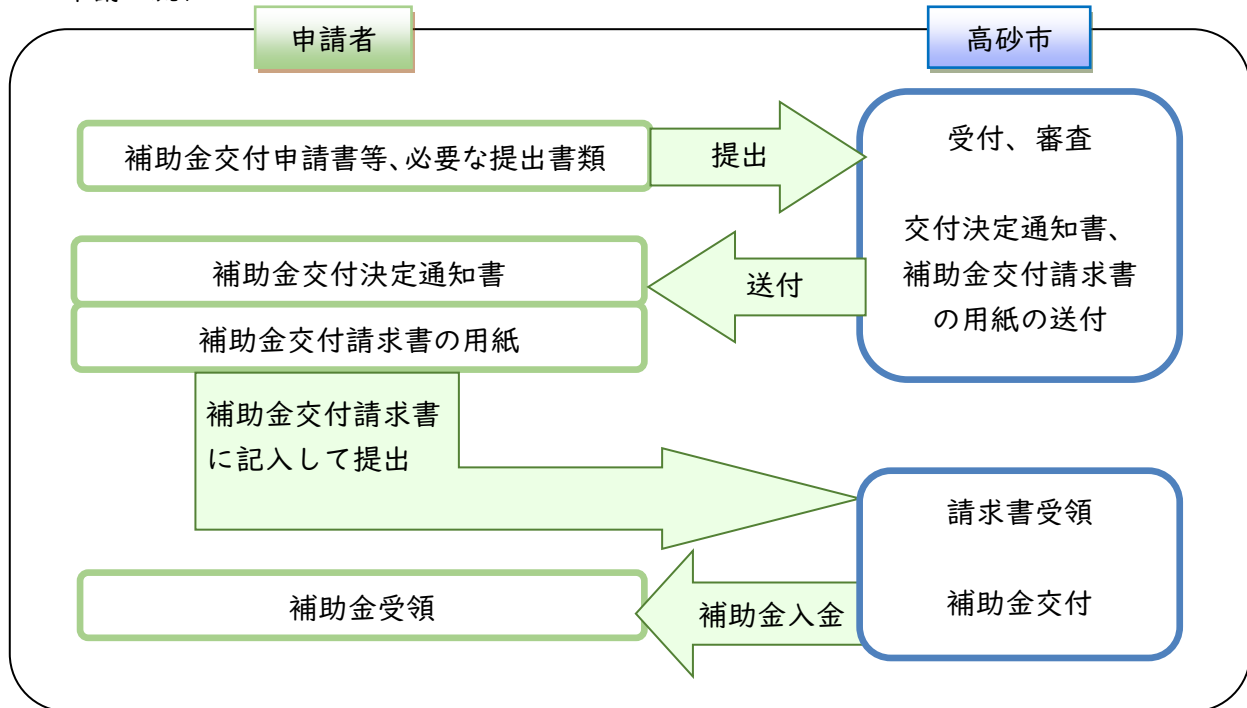
申請方法

高砂市役所 環境政策課(市役所本庁舎3階⑦番の窓口)に提出してください。

※郵送による申請も可。

※申請に必要な添付書類は、次頁をご覧ください。

申請の流れ



【問合せ先】 高砂市生活環境部環境経済室環境政策課

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

電話 079-443-9065(直通)

F A X 079-443-1102

E-mail [tact2915@city.takasago.lg.jp](mailto:tact2915@city.takasago.lg.jp)



✚ 提出書類

高砂市中小事業者自家用低公害車普及促進補助金交付申請書に必要事項を記載の上、下記の書類を添付してください。

	申請者	添付書類
①	法人	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※発行日から3か月以内のもの ※コピー不可
	個人 事業主	住民票（世帯全員分） ※発行日から3か月以内のもの ※コピー不可
②		最新の確定申告書（収支内訳書を含む）のコピー （受付日が確認できるもの）
③		申請者の市税完納証明書又は市税の課税がない証明書
④		補助対象車両の見積書 ※特殊車の場合は架装物にかかる費用・改造費等の内訳が必須
⑤		標準的燃費水準車両（補助対象車両と同規模かつ同等仕様の最新の燃費基準に適合したディーゼル自動車）の見積書 ※特殊車の場合は架装物にかかる費用・改造費等の内訳が必須
⑥		補助対象車両（特種車については、架装物等の変更部分を含む。）の外観・仕様（装備）等を説明するカタログ等の資料
⑦		補助対象事業者の事業内容・補助対象車両の走行計画等の資料 ※補助対象車両が事業用に専ら市内を走行することが確認できるもの
⑧		補助対象車両に係る請求書等（要：車両登録番号、費用の内訳）
⑨		補助対象経費に係る支払いを証する書類（領収書等）の写し（要：車両登録番号）
⑩		補助対象車両の自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項 ※電子車検証非対応の場合、自動車検査証の写しのみで可
⑪		補助対象車両の登録事項等証明書（詳細登録証明書）※中古車のみ